

令和4年度

第5回 湯沢市農業委員会総会議事録

令和4年8月9日

湯沢市農業委員会

第4回湯沢市農業委員会総会議事録

日時 令和4年8月9日(火)午後1時30分

場所 湯沢市役所会議室41

開会 午後1時38分

閉会 午後2時18分

1) 出席した委員の氏名は次のとおりである。

1番	高橋 忠雄	12番	姉崎 与志弘
3番	瀬川 等	13番	佐々木 昇
4番	麻生 良子	14番	藤谷 清志
5番	佐藤 昇	15番	由利 幸悦
6番	宮原 正明	16番	佐藤 栄子
7番	杳澤 弥	17番	川崎 秀悦
8番	高橋 郁夫	18番	高橋 敬悦(会長職務代理者)
10番	加藤 エリ子	19番	高橋 伸太郎(会長)
11番	水戸 義昭		

2) 欠席した委員

2番	伊藤 秀郎	9番	西村 一
----	-------	----	------

3) 遅刻した委員

なし

19名中17名出席
(午後1時38分)

4) 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	大野 重雄
班 長	井川 信博
主 事	佐々木 健琉

5) 会議の提出案件

1 会務報告

2 報 告

- ・報告第5号 第2回農地対策専門委員会の報告について
- ・報告第6号 第2専門委員会第3回会議の報告について
- ・農地法に基づく届出等の報告

(1) 申請許可状況

3 議 案

議案 第25号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案 第26号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地
利用集積計画の決定について

議案 第27号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地
利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）

議案 第28号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案 第29号 非農地証明願いについて

議 事

議 長

開会宣言 午後1時38分 委員総数19名中、ただいまの出席委員は17名であります。

定足数に達しており、会議が成立しますので、総会を開会いたします。

欠席届を提出されている委員の方は、

2番 伊藤秀郎 委員、9番 西村 一 委員であります。

次に、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。

従前の例によりこちらからご指名してよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長

それでは、17番 川崎 秀悦 委員、1番 高橋 忠雄 委員、の両名を指名いたします。

議 長

次に、会期についてお諮りいたします。

本日一日限りとしてはいかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長

それでは、本日一日限りと決定いたします。

議 長

本日の議題は、会務報告のほか報告3件、議案5件であります。

議事の進行方法については、次のような方法で進めたいと思います。

冒頭に議案を上程し、質疑が終了した後に挙手による採決を行います。

また、議事参与制限の該当者がいる場合は、提出議案朗読説明後、退席していただきますのでご協力をお願いいたします。

なお、発言される場合は挙手の上、指名されてから報告、議案の趣旨に沿った発言をお願いします。また、私語は慎むようお願いいたします。

それでは、会務報告の説明をお願いいたします。

(大野事務局長、挙手)

議 長

大野事務局長。

(会務報告、朗読説明)

議 長

会務報告の内容についてご質問はありませんか。

(質問なしの声あり)

議 長

それでは、只今の報告をご了承願います。

議 長	次に報告第5号 第2回農地対策専門委員会の報告をお願いします。
議 長	(11番 水戸 義昭 委員 挙手) 11番 水戸 義昭 委員。
議 長	(第2回農地対策専門委員会報告、朗読説明)
議 長	報告第5号 第2回農地対策専門委員会の報告についてご質問はありませんか。
議 長	(質問なしの声あり) それでは、只今の報告をご了承願います。
議 長	次に報告第6号 第2専門委員会第3回会議の報告をお願いします。
議 長	(7番 沓澤 弥 委員 挙手) 7番 沓澤 弥 委員。
議 長	(第2専門委員会第3回会議報告、朗読説明)
議 長	報告第6号 第2専門委員会第3回会議の報告についてご質問ありませんか。
議 長	(質問なしの声あり) それでは、只今の報告をご了承願います。
議 長	次に農地法に基づく届出等の報告をお願いします。
議 長	(井川班長、挙手) 井川班長。
井川班長	今月の農地法に基づく届出等の報告をいたします。 議案書2ページをご覧ください。申請許可状況であります。先月の転用案件は4件で、秋田県農業会議常設審議委員会に諮問の必要がなかった5条使用貸借権設定 申請番号第1号と5条所有権移転 申請番号第9号は、7月12日付けで許可し、5条貸借権設定 申請番号第3号と5条所有権移転 申請番号第8号については、秋田県農業会議常設審議委員会に諮問し許可相当の答申を受け、7月25日付けで許可しております。報告は以上です。
議 長	只今の報告内容について、ご質問ありませんか。
議 長	(質問なしの声あり) それでは、ご了承願います。

議 長	次に議事に入らせていただきます。 議案第 25 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。案件を事務局より説明をお願いします。
	(井川班長、挙手)
議 長	井川班長。
井川班長	議案第25号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」 農地法第 3 条の規定による許可申請書を受理したので、許可の可否について決定を要す。令和 4 年 8 月 9 日提出。
井川班長	議案書 4 ページから 5 ページをご覧ください。所有権移転が 4 件で、面積が 9,199㎡であります。申請事由は、申請番号第16号が高齢による経営縮小、申請番号第17号が生前一括贈与のため、申請番号第18号、19号が経営縮小のためあります。売買価格は総会資料記載のとおりであります。説明は以上です。
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何か質問はございませんか。
	(質問なしの声あり)
議 長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議 長	全員挙手。議案第25号「農地法 3 条の規定による許可申請について」を申請のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、議案第26号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」、を議題とします。 ここで、議案書 7 ページの利用権設定整理番号第98号は、2 番 伊藤 秀郎委員の案件となっておりますが、本日、欠席届が提出されておりますので、そのまま審議を進めたいと思います。 案件を事務局より説明をお願いいたします。
	(井川班長、挙手)
議 長	井川班長。
井川班長	議案第26号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」 湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第 1 項の規定により計画の可否について決定を要す。 令和 4 年 8 月 9 日提出。

井川班長	<p>議案書 7 ページをご覧ください。利用権設定整理番号第98号は賃貸借権の新規設定で、面積は1,705㎡であります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>また、議案第26号の議事参与制限以外の利用権設定は1件、面積は3,040㎡であります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第26号の利用権設定について、計画のとおり決定することといたします。</p>
議 長	<p>次に所有権移転について審議します。事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>(井川班長、挙手)</p>
議 長	<p>井川班長。</p>
井川班長	<p>議案書 8 ページをご覧ください。所有権移転は2件、面積は8,827㎡であります。売買価格については、総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第26号の所有権移転について、計画のとおり決定することといたします。</p>
議 長	<p>次に、議案第27号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）」を議題とします。案件を事務局より説明をお願いいたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>(井川班長、挙手) 井川班長。</p>
<p>井川班長</p>	<p>議案第27号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）」湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により計画の可否について決定を要す。令和4年8月9日提出。</p> <p>議案書10ページをご覧ください。利用集積計画整理番号（転貸人へ）は1件、面積は4,335㎡であります。貸付理由は農業廃止となっております。利用集積計画整理番号（転借人へ）は1件、経営拡張による借受けであります。賃料については総会資料記載のとおりであります。利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>説明が終わりました。質疑を行います。集積計画について、何かご質問ありませんか。</p>
<p>議 長</p>	<p>(質問なしの声あり) 質問なしの声がありますので、集積計画について採決を行います。 賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>議 長</p>	<p>(全員挙手) 全員挙手。議案第27号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）」について、計画のとおり決定することといたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、議案第28号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>(井川班長、挙手) 井川班長。</p>
<p>井川班長</p>	<p>議案第28号「農地法第5条の規定による許可申請について」 1 農地法第5条第1項の規定による許可申請書を受理したので、同条第3項の規定により秋田県農業会議の諮問するために同意を求める。 2 農地法第5条第3項及び市町村への権限移譲の推進に関する条例第8条の規定により、許可の可否判断を会長に一任することの同意を求める。 令和4年8月9日提出。</p>

井川班長	<p>初めに、5条所有権移転申請番号第10号について説明いたします。</p> <p>議案書12ページ、議案付属資料5ページから16ページをご覧ください。</p> <p>申請内容は、現在アパートに居住しているが手狭となったため、勤務先に近い申請地を取得し、一般住宅を建築するための転用で、申請地は、湯沢文化会館から南へ約0.5km、湯沢市役所から北西へ約1.9kmに位置し、東側は田、西側は水路、南、北側は宅地に隣接しています。農地区分は、都市計画区域・第1種住居地域であることから第3種農地であると判断しました。事業計画は、高さ■■■m、土量■■■m³の造成工事を行い、隣接する宅地■■■m²と一体的に利用し、住宅■■■m²、カーポート■■■m²を整備するものです。</p> <p>事業費は、用地取得費■■■万円、建物建設経費等■■■円、設計費■■■円、測量・登記経費■■■円、搬入費等諸経費■■■円、計■■■円となっております。資金計画は自己資金と借入で、自己資金は残高証明、借入は事前審査結果の書類で確認しています。被害防除計画については、東側は法面で処理、西側はL型擁壁を設置し、南側は隣地の既存擁壁で対応するものです。汚水・生活雑排水は公共下水道、雨水は自然流下となっております。許可判断として、申請地は第3種農地であり、事業計画等にも問題はなく一般基準を満たしていると考えます。</p>
井川班長	<p>次に、5条所有権移転申請番号第11号について説明します。</p> <p>議案書12ページ議案付属資料17ページから26ページをご覧ください。</p> <p>申請内容は、道路事情にも優れ学校にも近い住環境に適した地域にある申請地を取得して、一般住宅を建築するための転用であります。申請地は、市立湯沢南中学校から北へ約0.1km、湯沢市役所から南へ約2.8kmに位置し、東、南側は田、西側は道路、北側は宅地に隣接しております。農地区分は、都市計画区域・第1種中高層住居専用地域であることから第3種農地であると判断しました。事業計画は、造成等の工事は行わず、住宅■■■m²、駐車場及び雪捨て場■■■m²を整備するものです。</p> <p>事業費は、用地取得費■■■円、建物建設経費■■■円、設計費■■■円、測量・登記経費■■■円、搬入費等諸経費■■■円、計■■■円となっております。資金計画は自己資金と借入で、自己資金は通帳の写し、借入は事前審査結果の書類で確認しております。被害防除計画については、周辺の農地及び隣接地に大きな支障を及ぼす可能性がないことから特に防除措置を行わないものです。汚水・生活雑排水は公共下水道、雨水は自然流下となっております。許可判断として、申請地は第3種農地であり、事業計画等にも問題はなく一般基準を満たしていると考えます。</p> <p>報告は以上であります。</p>
議 長	<p>ここで、現地確認結果について、6番 宮原 正明 委員から報告願います。</p>
議 長	<p>(6番 宮原 正明 委員、挙手)</p> <p>6番 宮原 正明 委員。</p>

6 番	<p>議案第28号の5条所有権移転申請番号第10号及び11号の現地確認について報告いたします。</p> <p>7月27日、5番 佐藤 昇 委員と私の2名、事務局2名とで現地確認をしてまいりました。先ほど、事務局より説明があったとおり、申請された案件については、事前着工もなく、周辺の状況と申請書類を照らし合わせた結果、転用にあたっては特に問題がないものと見てまいりました。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長	<p>ここで暫時休憩とします。 (午後2時10分)</p> <p>休憩を終了し会議を再開します。 (午後2時14分)</p>
議 長	<p>議案第28号の農地法第5条の規定による許可申請について質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>農地法第5条の規定による許可申請について採決を行います。</p> <p>許可相当とすることと、秋田県農業会議に諮問すること及び許可の可否判断を会長に一任することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。異議ないものと認め、議案第28号の農地法第5条の規定による許可申請は許可相当とし、5条所有権移転申請番号第10号、11号について意見を付して秋田県農業会議に諮問し、答申を受け許可の可否の判断をすることにいたします。許可の可否については、次回の総会で報告いたします。</p>
議 長	<p>次に、議案第29号「非農地証明願いについて」を議題とします。案件を事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>(井川班長、挙手)</p>
議 長	<p>井川班長。</p>
井川班長	<p>議案第29号「非農地証明願いについて」</p> <p>農地法第4条及び同法第5条の届出又は許可を受けていない土地について、農地法第2条の規定による農地でないことの証明願いを受理したので、証明の可否について決定を要す。</p> <p>令和4年8月9日提出。</p>
井川班長	<p>それでは非農地証明申請番号第4号について説明いたします。</p> <p>議案書14ページ、議案付属資料は27ページから30ページをご覧ください。</p>

	<p>申請地は、湯沢市■■■■字■■■■、地目は田、面積は■■■■㎡であります。申請地は、20年以上耕作が行われておらず、現在は原野の状態であります。そのような状況から、申請地は農地としての利用が困難であることから、非農地判断はやむを得ないものと判断します。説明は以上です。</p>
議 長	<p>ここで、現地確認結果について、6番 宮原 正明 委員から報告願います。</p>
議 長	<p>(6番 宮原 正明 委員、挙手)</p>
6 番	<p>6番 宮原 正明 委員。</p>
	<p>議案第29号の現地確認について報告いたします。 7月27日、5番 佐藤 昇 委員と私の2名、事務局2名とで現地確認をしてまいりました。先ほど事務局より説明がありましたとおり、申請地は農地として20年以上耕作されておらず、現在は樹木が繁茂し原野状態にあり、今後、農地としての利用は不可能な状況であると判断しました。 報告は以上です。</p>
議 長	<p>議案第29号の「非農地証明願いについて」質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p>
議 長	<p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。異議ないものと認め、議案第29号の非農地証明願いについて、原案のとおり決定することといたします。</p>
議 長	<p>これもちまして、本日の議案は全て終了いたしました。</p>
	<p>(午後2時18分終了)</p>

湯沢市農業委員会会議規則第13条第2項により、会議内容について相違ないことを認め署名押印する。

令和4年8月9日

議長 高橋伸太郎 

署名委員 17番 川崎秀悦 

署名委員 1番 高橋忠雄 